

大陪審を務めた政治学者

BLANCHE DAVIS BLANK, THE NOT SO GRAND JURY : THE
STORY OF THE FEDERAL GRAND JURY SYSTEM (1993)

勝田卓也

はじめに

一般市民が司法に直接参加する陪審制度は、アメリカ司法制度の際立った特徴のひとつである。日本でも、司法の民主化と冤罪防止の観点から、とりわけ刑事事件の小陪審については多大な関心が払われてきた。

陪審には小陪審と大陪審がある。刑事事件の小陪審は公判において被告人の有罪・無罪について評決を下す。公判は公開が原則であり、当事者主義の手続の下、検察官は合理的な疑いを超えて (beyond reasonable doubt) 被告人の有罪を立証することを求められる。被告人側にも、反証のための公正な機会が与えられる。伝統的なルールの下で

大陪審を務めた政治学者

は、小陪審は一二人で構成され、評決に至るためには全員一致が要件とされる。

これに対して大陪審は、刑事事件において起訴するに足るだけの証拠があるかどうかの判断を下す。検察は合理的な疑いを超えた立証をする必要はなく、「相当な理由」(probable cause) で足りる。大陪審の手続は非公開で行われ、裁判官は関与しない。被疑者には自己負罪拒否特権があるので、検察側として被疑者本人を出席させるメリツトはほとんどない。そのため被疑者が証言することはまれである。また、弁護人の出席は許されない。人数については法域によって異なるが、連邦では一六名以上二三名以下で構成され、起訴するためには一二名以上の賛成が必要である。

六〇一

小陪審の役割としては、一般市民の参加によって被告人の人權を保護する機能が重視される。他方、大陪審は不当な起訴を抑制するだけでなく、捜査機関として積極的に活動するための強力な権限を有する。つまり、大陪審は「盾」と「剣」の両方の機能を果たすことが期待される。この捜査機関としての権限が検察官によって政治的に利用されているとか、保護機能が十分に果たされていないとか、大陪審に対する批判が近年高まっている⁽²⁾。

合衆国憲法第五修正は大陪審による起訴を保障している。この規定は州に対しては適用されない⁽¹⁾ので、大陪審を廃止したり検察官による起訴を許容している州もある。しかし、連邦では依然として大陪審による正式起訴が要件とされている。

本稿で取り上げる「The Not So Grand Jury」の著者 Blank は、Yeshiva University の政治学教授である。著者はニュー・ヨーク州の連邦裁判所において二年間にわたり大陪審を務めた。著者は、このときの経験とその後の調査に基づいて本書を執筆した。

本書の特徴は、実際に大陪審を経験した社会学者がその体験を率直に描いたところにある。外国の制度を理解するためには、理論的・法律的な問題を知ることはもちろん重要ではあるが、その国独特の司法制度については、具体

的にどのように運用されているのかについての、実感として納得できるレベルの知識が不可欠である。この必要性は、陪審のような市民参加型の制度については特に強いと思われる。また、大陪審の手続は小陪審と違い非公開なので、アメリカの裁判所に行っても実際に観察することは許されないという事情がある。

本書は主として、著者自身の体験に基づく部分と、大陪審にかかる費用を計算した部分、そして、様々な改革案を提示した部分からなる。以下、本書の要約を試みる。

(一) 本書において述べられているように、大陪審の手続全体を秘密主義が支配している。クリントン大統領の不倫もみ消し疑惑に関連して、特定の証人が大陪審に対していつどのような内容の証言をなしたという情報が表に出てきたが、このような事態は極めて例外的である。

(二) 大陪審をめぐる近年の問題状況については、Susan W. Brenner, *Is the Grand Jury Worth Keeping?*, 81 JUDICATURE 190 (1998) 参照。

本書の概要

六月二十七日に陪審の召喚状を受け取った。それまでに一ダース近くの召喚状を受け取ったが、実際に陪審の職務を務めたのはそれよりも少なかった。若いころ初めて陪審に

召喚されたときに忌避されて以来、私はどの当事者にとっても好ましい陪審員ではないことを知っていたので、今回も実際に陪審員を務めることになるとは思っていなかった。

私は七月十四日の午前九時に地方裁判所の一〇九号室に到着した。その部屋には二〇〇名ほどの陪審候補者がいた。全員が陪審についてのハンドブックを渡されていた。九時一〇分ごろ、陪審の職務についての教育的な映画を見た(約一五分)。この中からおよそ八〇名が選ばれ、五階の広い法廷に連れて行かれた。ここで大陪審についてのハンドブックを渡され、検察官が大陪審の役割と方法を説明した。再び抽選が行われ、私を含む二三名が選ばれた。この時点で初めて、われわれの務める陪審が、additional grand juryと呼ばれるもので、一八ヵ月間にわたり、週二回(水曜日と金曜日)職務を行うことが知らされた。候補者はこのことにショックを受けていた。

ここで免除事由について説明された。免除事由は、(1)一二歳以下の子供がいること、(2)深刻な健康上の問題を抱えていること、(3)軍人であること、(4)警察または消防の仕事をしていること、(5)過去二年間に大陪審を務めたこと、(6)市民でないこと、の六つであるが、いずれの場合も自動的に免除されるわけではない。

多くの候補者が、免除されるカテゴリーに該当しないにも拘わらず、免除を申し立てたが、合衆国治安判事(magistrate)³は、四人しか免除を認めなかった。免除されなかった者は元の席にもどり、免除された者の代わりに候補者プールから陪審員が直ちに選出された。彼らを含めて、ほとんどの候補者が免除を求めた。実際のところ、免除を申し立てなかったのは私だけであった。免除が認められなかった者の中には、エイズ患者のために毎日働いているカトリックの聖職者、裁判所まで往復五時間かかる場所に住んでいる中年女性、一月以内に手術を受けることになっているという女性などが含まれていた。

メンバーが決まると、治安判事が大陪審の経験の有無を尋ねたが、経験者はいなかった。治安判事は、小陪審の経験者の中から二人の女性を陪審長と副陪審長として選出した(この時点で二三名のうち男性は八名だけ)。裁判所職員(clerk of the court)が陪審に宣誓させた後、別室で、陪審員の中で唯一の若い男性を書記に、六〇代の黒人女性を書記代理に選出した。

われわれ陪審は、出頭できないときに連絡するための電話番号を職員から教わった。また、大陪審を執り行うためには一六名だけで足りること、大陪審に関することはすべて秘密であること、陪審室以外では、たとえ陪審員同士で

も何も議論してはならないこと、陪審室で取ったノートは持ち出してはならないこと、などを教えられた。（私は、各セッションの直後に廊下でノートをとることにした。）この後陪審長が陪審の解散を命じるように指示された。

次の水曜日の午前一〇時には全員が集まり、担当職員による一般的な説明の後、最初の事件を扱ったこととなった。この日からわれわれの大陪審の職務が始まったわけだが、私の生活も変わった。一年にわたり、毎週二日を Court Square の連邦地裁で過ごすこととなったわけだ。ただし、必ずしも毎週二日出頭しなければならぬわけではなく、緊急時には欠席することが許されていたし、重要な用事であれば前もって計画して休むことも許されていた。

私自身が大陪審を務めた経験と、かなりの調査と慎重に行ったインタビューから、私は通常の人よりも大陪審について多くの知識を得たと思う。結論として大陪審は、期待されているように機能していない。

大陪審の歴史

一七九一年に合衆国憲法に加えられた第五修正は、「何びとも、大陪審による告発または正式起訴によるのでなければ、死刑を科しうる罪その他破廉恥罪につき公訴を提起されることはない」と規定している。憲法に根拠を置く制度に変更を加えることには慎重でなければならぬ。しか

し、時として憲法修正だけでなく、裁判所の解釈によって憲法の意味に変更が加えられてきた。本書では、大陪審の改革が必要であることを示す。少なくとも、大陪審は現在、かつてないほど激しい議論の対象となっている。大陪審の母国イギリスでは一九三三年に廃止された。アメリカでも、少なくとも一九の州が大陪審を完全に廃止しており、その他にも、大陪審の利用を大幅に制限している州が少なくとも一二はある。

大陪審はイギリスにおいて八〇〇年以上の歴史を有するが、一七世紀の初頭までには現在と同じ機能と手続を備えるに至った。アメリカの植民地は、他の多くの司法・政治制度と同様にイギリスから大陪審を輸入した。大陪審には英雄的なものもあれば、不名誉なものもあった。植民地の大陪審は、しばしば反逆者を起訴することを拒否した。たとえば、ニューヨークの大陪審は、John Peter Zenger を名誉毀損について起訴することを拒否した。また、一八世紀終わりから一九世紀の初頭にかけては、大陪審は王党派を保護した。しかし、南北戦争以降は、大陪審は政治的偏見を反映する。クー・クラックス・クランのメンバーはしばしば南部の大陪審によって起訴を免れた。反共主義の嵐が吹き荒れた一九五〇年代には、多くの証人の政治的な信念と政治団体への所属を調べるために、大陪審は厳しい態

度をとった。ニクソン政権の時代にも、大陪審は時の政権の敵を脅すために魔女狩りを行ったと信じられている。最近でも、有力な政治家の意に添わない者に対して、所得税法違反やその他の微罪について捜査が行われることがある。にも拘わらず、大陪審の一般的なイメージは、不正義に対する防壁なのである。

大陪審は「盾と剣」の二つの機能を持つ。大陪審は個人を保護するだけでなく、犯罪を積極的に捜査するための強力な機関であることが期待される。大陪審は検察官の指示を受けるものの、実際の権力は大陪審自身が持っている。大陪審は罰則付召喚令状 (subpoena) を発行することができるし、自ら捜査を行うことができる。また、大陪審のメンバーは、その職務のために行った行為については、名誉毀損やすべての刑罰から保護される上に、大陪審の評議は秘密なので、逸走大陪審 (runaway grand jury) ということがいわれる。

大陪審が強大な政治権力から個人を保護するという考えに固執するのは、愚直である。大陪審はほとんど常に、検察の矢筒の中の矢に過ぎない。大陪審は国家からの防壁ではなく、国家の道具である。検察官は証人の出頭を求めることしかできないが、大陪審は強制することができる。しかし、実際上検察官は手続全体を手中に収めることができる。

るのである。

陪審員たち

どのような人が大陪審を務めるのか。かつては、大陪審を務めるのは一部のエリート階級であった。陪審員の選出を行う裁判所の担当者は、有力な市民の推薦を重視した。住民構成を適切に代表しようという努力がある程度なされたものの、今世紀初め頃の大陪審には、白人、男性、学歴の高い者、裕福な者が圧倒的に多く含まれていた。しかし、一九六八年の Jury Selection and Service Act によって、人種、宗教、性、経済的地位などを理由として陪審から排除することはできなくなった。今日では、連邦の大陪審は無作為に選出されている。

しかし、この点について注意が必要である。陪審選出手続は有権者名簿と運転免許保有者名簿に依拠しているが、これは完全に無作為であるとは言えない。有権者名簿に登録する者は、実際に資格を持つ者のおよそ七〇%でしかない。有権者名簿へ登録する者には、白人、比較的年齢の高い者、裕福な者への偏りがある。

小陪審と違って大陪審にはヴォワール・デイル (voir dire) の手続がないので、当事者が党派的な選出を行うこととはない。しかし、陪審候補者をチェックしないことに伴うリスクもある。ある大陪審の中に、他の大陪審によって

重罪について起訴されていた者が紛れ込んでいたことがある。このことは、偶然判明したに過ぎない。連邦の制度の下では、陪審員が重罪について有罪とされたことがないこととの証明については本人の言葉を信用している。（ニューヨーク州では、犯罪歴の確認のために大陪審候補者の指紋をとっている。）

私自身が務めた大陪審には、二年間で合計四二名のメンバーが関与した。途中で免除された者もいたし、途中から加わって長期間務めた者もいた。私たちの大陪審には、五人のユダヤ教徒、一九人のカトリック教徒と一人のウクライナ正教徒が含まれていた。その他はプロテスタントの様々な宗派に属していた。白人が二九人で男性が一五人だった。ニューヨーク市内だけでなく、往復に五時間もかかる遠い地域から来ている陪審員もいた。陪審員に任命された構成員と、実際に来て評議に参加する陪審員の間には違いがあり、常に非白人と男性が比例的な数以上に多く参加した。

実際に参加した陪審員は、高い知性と友好性、善意を持ち、中流アメリカ人の価値を共有していた。人種、職業、教育などは違ったが、この集団は、しっかりとした教育、厳しい訓練、勤勉を重んじ、国・コミュニティ・使用者への忠誠心を持っていた。

陪審員全体の中で、教師が六人、看護婦（士）が四人を占めていたのが目立った。その他のメンバーは、ビジネスマンが三人、大学院生が二人、聖職者が一人、ブルーカラー労働者が三人、メイドが一人、保険会社その他大会社の事務員と帳簿係が数人、司書が一人、役者が一人、失業者が三人、大学教授が一人、などである。陪審全体としては、いくぶん保守的であった。つまり、セックス、教育、職業生活、義務、忠誠心、真実、家族関係などについて、保守的な考えを持っていた。陪審員はみな、テレビ番組の好みや食事時間など、日常生活において似たような傾向を有していたし、教育、ホームレス、麻薬、福祉、そして国防などの重要な社会問題についても同じような見解を持っていた。

大陪審は完全に無作為に選出されるわけでもないし、完全に歪められているわけでもない。教師と公務員が陪審義務に意欲的である理由の一つは、使用者が陪審員に陪審を務めている間も給与を支払うことにある。連邦政府から陪審員に支払われる日当（一日三十ドル、四五日以上務めた後一日三五ドル）は、使用者に返還される。大企業の中にも同様に給与を支払うところもあるが、小規模の会社ではほとんどそのようなことは行われていない。他方、失業者や退職者が陪審義務を魅力的に感じることも明らかであ

る。

陪審選任のときには治安判事は経済的事情を免除事由として受け入れなかったが、職務が始まってからも、多くの陪審員が経済的事情を理由として免除を求め、使用者などからの圧力もあって、受け入れられた。レストランのホステス、再就職した失業者、中規模工場の事務職員、中規模事務所の管理職などが、四、五週間から四、五ヶ月務めた後に免除された。この他にも、エイズ患者のために働いていた聖職者がおよそ一月後にその仕事の重要性の故に免除されるなど、何人かが途中で免除された。どのような理由が免除事由として受け入れられるのかは、一概には言えない。

陪審員を免除できるのは形式的には当該地区の *chief administrative judge* だけであるが、実際にカギを握るのは、担当職員の Anita である。(本書において人名は特定の有名人を除きすべて仮名である。) 大陪審の職務は長期にわたるので、職務が始まってから事情が変わり、免除を求めなければならぬことは当然起りうる。Anita は、平均して毎週四〇件から五〇件の免除の申立を処理する。免除を求める陪審員は、最初に Anita に免除を求める書面を提出する。彼女はその者に電話してより多くの情報を収集し、また、使用者、医者、両親、友人、隣人などに質問し

大陪審を務めた政治学者

て、情報をチェックする。十分な情報が集まったら、免除の申立とその申立に対する自分の勧告を裁判官に送付する。ほとんどの場合 Anita の勧告が受け入れられる。Anita は経済的な理由を正当と認めることが多い。彼女によれば、九八%の使用者は従業員が大陪審を務めている間も給与を完全に支払うが、そうでない場合もある。「一日に六〇ドル稼いでいる人に三十ドルで生活してくれとは頼めない」ということである。

Anita によれば、ほとんどの人は陪審の務めを喜んで果たす。しかし、陪審を喜んで務める裕福な者がいる一方で、陪審の日に魅力を感じる者もいる。福祉受給者やホームレスが大陪審を務めることがある。ある陪審員は、ひどく臭い服を着ていたので、同僚の陪審員から苦情が出た。Anita は当惑しつつその陪審員と話をしたが、彼は他に服を持っていないということであったので、彼女は服を与えた。着替えた陪審員は「男性モデル」のようだったが、失踪してしまい、二度と見つけられなかった。また、召喚に応じない者の家に合衆国執行官 (U. S. Marshal) が派遣されたときに、その者の死体が発見されたということもあった。

私の知り合った陪審員たちはすべて、知性が高く道徳的に厳格であっただけでなく、非常に友好的であった。昼食

をとるときも排他的な小集団が形成されることはなく、新しく加わった陪審員は常に歓迎された。人種の壁もなかったし、性や年齢による差別もなかった。議論を促進する役割を担う者や、調停者としての天性の能力を持っている者がおり、「支配者」や「妨害者」はいなかった。このため、評議の過程は友好的なだけでなく、能率的であった。

検察官その他

私は陪審員だけでなく、裁判所職員 (clerks)、速記者、警備員、法律秘書 (legal secretaries) を観察した。ほとんどが高校教育を受けており、それ以上の学歴を持つ者もいた。全体的な知的レベルの高さには感銘を受けた。昇進への道もあるが、ほとんどの職員は同じ仕事を長年にわたり繰り返し返す。全体的に、最大限の努力をしないとという雰囲気があった。既存のルールが常識に反したり明らかに非能率的であっても、疑問が持たれることはなかった。彼らは、制度を改善することにまったく関心を持っていないように見えた。

ニューヨーク州南部地区連邦司法省では、年によって違うが一〇〇名から一三〇名ほどの法律家が検察官として勤務している。この職は非常に人気が高いと言われている。一九八〇年には、全体の三分の二がそれぞれの出身ロー・スクールでロー・レビューの編集者の経験を有し、全

員が二年以上の実務経験を持っていた。また、大半が連邦裁判所裁判官のロー・クラークとしての勤務経験を持っていた（七名は最高裁のロー・クラーク）。

検察官は概して極めて有能であった。私が調査した陪審員はほとんどすべて検察官に好意的であった。しかし、彼らの能力（あるいは少なくともスタイル）には違いがあった。たとえば、建設契約における不正行為に関する複雑な事件を扱った Connolly という検察官は、外見が良く、決断力もあつたが、基本的にうぬぼれており、ハーバード出身であることを鼻に掛け続けるタイプの人間だった。彼は他人の時間に関心を持っておらず、時間通りに来たことは一度もなかった。彼は陪審の関心を引き付けるのがうまくあつたが、複雑な書証の登録を迅速に行うための下準備を一度も行わなかった。彼はまた、いつも書証を陪審に回覧させた。五〇もの証拠が一度に回されたこともあつた。このため、同時に行われている口頭での証言から陪審の注意がそらされてしまった。

もつとも用意周到で良心的な検察官であつた Smith 氏は、誰に対しても礼儀正しく、陪審員の気持ちをよく理解していた。彼は一度たりとも遅刻したことがなかった。証人が遅れるときにはその理由を説明し、陪審員の質問には、それが本筋からはなれた手続的な問題であっても、常

に答えた。すぐに答えられない場合には、調べてきてから答えた。彼はわれわれが担当した事件の中でもっとも長い事件を扱った。この事件は別の大陪審から引き継がれたものだったので、その陪審の記録を読み合わせて、われわれの陪審の記録としてファイルしなければならなかった。このような読み合わせにはいろいろなやり方があり、陪審員の一人が読むこともあったし、検察官が読むこともあった。しかし Smith 氏の方法は違った。陪審員の一人が検察官の質問を読み、もう一人の陪審員が反対側に座り証人の役を演じるといふ要領である。読み合わせる証言が有名なロック・スターによるものだったときには、音楽教師の陪審員（若い黒人男性）⁶がその役を演じた。後にロック・スター本人がわれわれの前で証言したが、読み合わせの方が面白かったほどであった。証言の読み合わせは非常に重要な意味を持ちうる。へたな読み手に証人を演じさせると、事件の重要な部分への理解が損われることになりかねない。

われわれが関与した中でもっとも優秀な検察官の一人は Cerutti という若い女性検察官であった。彼女のスタイルは男性の検察官とは非常に異なっていた。彼女は迅速で、単刀直入で、常識的であった。彼女は細かな点を長々と質問せず、事件を明瞭かつ簡潔に陪審に紹介した。陪審員の

質問に対しても同様に、即座に質問の趣旨を理解し簡潔に答えた。彼女はまた、他のほとんどの検察官と異なり、大量の証拠を簡潔に整理する能力を有しているように思われた。彼女は陪審の理解を手続のための犠牲にはしなかった。また、彼女は普段からリラククスして陪審員に接した。私は時折エレベーターの中や廊下で検察官に出会ったが、男性検察官のほとんどは目に見えて気まずい様子であった。しかし、彼女とは普通の会話をすることができた。

われわれは全部で一三人の検察官と仕事をした。長期間にわたり仕事をした者もいたし、ごく短い時間で終わった場合もあった。検察官は全員白人で、男性が一〇人で女性が三人であった。ただし、当地区全体としては人種の少数者の検察官も存在した。検察官について最後に一言付け加えると、陪審員に対して、当該事件の証人や当事者を知っているかどうかを尋ねたのは二人だけであった。このような質問が普段からきちんと言われていないのは驚きであった。

事件の審理

連邦には三種類の大陪審がある。⁶もっとも一般的なものは、regular grand jury と呼ばれるもので、形式的には一八カ月間職務を行うことになっているが、実際には通常四、五週間職務を行う。この大陪審は毎週四、五日開催さ

れるが、まる一日職務を行うこともあれば、半日で終わることもある。第二は、additional grand juryであり、法律上も実際上も一八カ月間職務を行う。（この期間は延長される。）この大陪審は毎週二日（まる一日）開催される。第三は、一九七〇年のCrime Control Actによって設立されたspecial grand juryである。この大陪審は三六ヶ月間にかたり職務を行う（毎週二日開催）。

末端での麻薬販売のようなありふれた事件は、regular grand juryによって処理される。複雑で長くかかる事件はadditional grand juryによって処理される。Special grand juryは、メディアによる組織的な麻薬犯罪などを扱う。Additional grand juryが扱う典型的な事件は、ビジネス犯罪、公務員の汚職、重大な暴力犯罪（テロや誘拐など）、組織犯罪、大規模な麻薬犯罪などである。特定の大陪審に特定の種類の事件だけを割り当てようという努力がなされているが、現実にはなかなかうまく調整できない。

われわれが扱った最初の事件は、家族経営の建設会社がニューヨーク市に水増し請求した上に、州と連邦の所得税法に違反したとされるものであった。事実関係は複雑に入り組んでいた。検察官は、特別捜査官、会計士、下請け会社の社長、かつての帳簿係などを証人に立てた上、大量の

書証を陪審員に回覧させた。私は、多くの書証を分類してわかりやすくしてくれと頼んだが聞き入れられなかった。このようなやり方のため、同時に行われていた口頭での証言への理解が損われた。二年たつてわれわれの大陪審が解散したとき、この事件が別の大陪審に引き継がれるのか、それともわれわれの仕事が無駄に終わったのかということすらわからない有り様であった。

われわれの大陪審は、メディアの注目を集めていた詐欺事件、公務員の汚職、州の裁判官の様々な犯罪、違法な政治献金、暴力事件、ロシア移民による組織的な、通貨・クレジットカード・パスポート・運転免許証などの偽造事件など、様々な事件を扱った。

これらの事件のうち、もっとも長い三件は一〇〇時間から一五〇時間かかった。他の重要な事件には少なくとも五、六時間かかった。他方で、「やつつけ仕事」(putting on)もあった。少なくとも四つのケースで、一時間以内の審理で起訴が請求された。ある事件では、一人しか証人が出廷せず、始めから終わりまで一三分しかかからなかった。この時間の中には、「なぜ事件に直接関わった捜査官でなく、伝聞証拠しか知らない捜査官を証人として出廷させたのか」などの、私が尋ねた二つの質問も含まれていた。質問を受けた検察官は事実関係を調査する間休廷にし

たが、ついに戻ってこなかった。しかし、他の「一五分の事件」ではすべて、われわれ大陪審は検察官に従い起訴の決定を下した。

審理の進め方はどの事件でも基本的に同じであった。検察官が速記者とともに陪審の部屋に入ってくる。検察官がわれわれと初対面の場合には自己紹介をする。すでに始まっている事件なら、それまでの経過を簡単に説明する。新しい事件なら、内容が簡潔に紹介される。事件の概要や審理の進め方を事前にどの程度陪審に伝えるかは担当検察官のスタイルによって異なるが、この点をおろそかにして陪審員の集中を困難にした検察官も何人かいた。

証人が呼ばれたときに、形式的にはあるが、宣誓させるのは陪審長の役目である。次に、検察官が証人の権利について説明する。証人には、裁判官が免責した場合を除き、黙秘する権利があり、また、弁護士への援助を受ける権利がある。証人はいつでも弁護士に相談することができるが、陪審室の外で相談しなければならない。検察官の証人への質問は注意深く礼儀正しい。事実をひとつずつ確認していくのが一般的なスタイルである。「あなたがHill氏と話したのはいつのことですか?」「わからなければ推測しないで下さい」「それは去年のことですか、それとも二年前のことですか?」「彼は何といたしましたか?」「いえ、

動機について推測しないで下さい。彼が言ったことを正確に述べて下さい」といった具合である。証人が自ら説明しようとする、質問に答えるだけにせよと指導される。

ある事件では重要な証人が弁護士であったが、通常の証人と大きな違いがあった。通常の証人はノートをとることを許されなかったが、彼はほとんどすべての質問について大量のノートをとった。(後で検察官に尋ねたところ、この問題については明確なルールがないということであった。)また、彼は免責されていたにも拘わらず、かなりの数の質問に答えることを拒否した。その理由は、「弁護士・依頼者間の秘匿特権」や、「職務活動の成果の特権」によることもあった。しかし、単に質問が不適切であると思われるからとか、質問が、彼が免責されたときに交わした裁判官との合意に反するから、という理由による場合もあった。(このような合意自体極めて異例である。)

大陪審の審理の中でもっとも重要な要素は、証人への質問や証拠の閲覧に際して陪審員の演じた役割であった。陪審員が証拠の矛盾点を指摘することは何度もあった。たとえば、違法な支払いを立証するための小切手が違法行為の後の日付で発行されていることを陪審員が指摘した。このため検察官が適切な小切手を再度探すことになったが、このようなことが公判で起こったら、公判の維持そのものが

危うくなっていたかもしれない。また、政治献金をめぐる事件では、問題の選挙については予備選挙が行われておらず、それゆえ候補者への二〇〇〇ドルの献金が明白に違法であることを陪審員が指摘した。法律上、予備選挙について一〇〇〇ドル、本選挙について一〇〇〇ドルまでの献金が見逃されていた。

審理が継続的に行われないことがしばしば陪審を困らせた。株式仲買人が起訴された事件では、一〇月七日に最初の審理が行われ、翌年の三月一日まで一月に四回程度のペースで継続的に審理が行われた。しかし、その後六月九日まででは審理が行われなかった。この事件の審理が行われた日にこの事件しか審理しなかったわけではない。この事件にまる一日取り掛かることもあったが、四〇分程度しか審理しない日もあった。このような日には他の事件が審理されることもあった。審理が行われなかった空白期間については、定足数に足るだけの陪審員が集まらなかったことが多かったが、何の説明もなく予定がキャンセルされることもあった。そしてより重要なことに、この期間に少なくとも九名の新しいメンバーがわれわれの大陪審に加わったのである。

何らかの理由により事件が取り下げられたために、起訴

の決定に至らないことは何度もあった。しかし、この事件はどうなったのかと直接検察官に尋ねない限り、何も教えられなかった。

起訴を請求する段階で、検察官はしばしばトークショーのホストか教師のように振る舞い、関連する法を説明する。許容される証拠について、検察官は常に、伝聞証拠を考慮に入れて良いことを注意した。同時に、陪審が望むなら他の証人から直接証言を聞くことができるという助言を与えた。この助言が受け入れられたのは一度だけである。概して陪審は伝聞証拠に満足していた。検察官が起訴を請求したすべての事件でわれわれの大陪審は、ほとんど常に全員一致で、その請求に応じた。

費用

私の計算によれば、大陪審のために連邦政府は年間四二〇〇万ドル支出している。これだけの額の予算は、他の目的のために有用に利用できる。私は、大陪審が効率的に機能しているかどうかを検討する。結論を先取りすれば、大陪審は剣の機能も盾の機能も果たしていないし、デュー・プロセスの必要な部分ではない。

大陪審の「生産性」をどのようにして計測すればよいのか。通常、一定の期間の「起訴件数」が持ち出される。一九八九年に連邦の大陪審によって起訴された人数は、総計

三八九七三人であった。しかし、大陪審が検察官の要求を受け入れたことが生産的であるといえるのである。逆に、大陪審が起訴を拒否した数と割合によって生産性が計測されるべきかもしれない。連邦政府はこの数字を提供しないが、一般的には四％以下であるとか一％以下であると推測されている。大陪審が「盾」として機能していると言うにはこの数字は低すぎる。

単位時間当たりの生産高、つまり、ひとつの大陪審の期中に、起訴するか起訴しないかの結論にまで至った事件数についてはどうか。私の大陪審では、二二件のうち一件しか最終的な判断に至らなかった。

大陪審の「剣」の機能は果たされているのか、つまり、捜査機関として有効に機能しているのか。この点についての公式な記録はないので、逸話的な情報と私自身の経験しか利用できないが、捜査機関としての生産性も不十分なものである。大陪審が検察官と対立し、あるいは検察官の権力を抑制することはほとんどない。

当局は、一九八八年に大陪審に支出した費用は一一〇〇万ドルであったと発表しているが、この数字には陪審員への日当や交通費など、直接的な費用しか計算に入れられていない。私の計算では、実際の費用は四二〇〇万ドルである。私は、この数字の算出に際して、大陪審が用いられて

いなくても必要な費用については計算に入れていない。つまり、大陪審手続に固有の費用しか計算に入れていない。この費用には、たとえば、陪審員の発言を記録する速記者、陪審員の面倒を見る裁判所職員の人件費、陪審員への通信費、陪審員の代わりに仕事をする者への給与などが含まれている。

私の計算によれば、私自身の大陪審に二年間がかかった費用は合計一二九七四ドルであった。一件起訴するための費用は平均すると二三六〇四ドルということになる。同様に計算したところ、一九八八―八九年の一年間にニューヨーク州南部地区において大陪審にかかった費用はおよそ二四〇万ドルであり、全国ではおよそ四二〇〇万ドルであった。この数字は当局が主張するよりもはるかに大きいし、大陪審の活動の疑わしさを考えると、高価過ぎる。

大陪審は有用か？

いくら費用がかかるかに拘わらず、もつとも重要な問題は、大陪審が正義の実現のために必要であるかどうかである。

大陪審は強力な権限を持ち、盾と剣の役割を果たすことが期待される。しかし、実際にはいずれの機能も果たしていない。大陪審は検察官によってコントロールされている。このことは、検察官の権力が三権のいずれによっても

抑制されないことを意味する。

大陪審は風説に基づいて捜査を開始することができるが、そのような情報を提供するのは検察官である。また、証人の出頭を要求することができるのは大陪審だけであるが、実際に誰を召喚するかを判断するのは検察官である。罰則付召喚令状に従わなかった者は裁判所侮辱により罰せられることがある。この他検察官の裁量は大きく、たまたま記録の存在する一九八四年についてみると、大陪審が起訴したのが一七四一九件もあるが、不起訴としたのはわずかに六八件に過ぎない。

現在ではかつてのように特定の集団が陪審から排除されることはないが、陪審選出手続にも問題がある。陪審を務める者は、公務員か大企業の従業員が多い。このことは使用者の給与支払能力に関係する。また、陪審員が事件について何らかの利害関係を持っているかもしれない。証人やその弁護士などを知っていることによって、あるいは何らかの知識によって生じる利害関係があるかどうかを検察官が尋ねたことはなかった。偏見の可能性のある陪審員自身が申し出ることが期待されているのかもしれない。しかし、私は、そのような申し出を行うべき立場にある陪審員が、事情を明らかにしなかったケースを知っている。さらに、連邦では、陪審員の過去の犯罪歴について本人の申告

にまかせているので、犯罪歴を理由とする欠格者が陪審を務める危険がある。

陪審員が途中で入れ替わったり、特定の陪審員がしばしば欠席することによって、公正さが損われる。というのも、実際にすべての証拠を見た二人の陪審員の評議によって起訴が決定される可能性が小さくなるからである。

様々な改革案

大陪審が正義の実現に寄与しているかどうかは疑わしいが、連邦憲法によって大陪審による起訴が保障されている。憲法修正が必要であるとは思わないが、何らかの改革は必要であると思われる。おそらく、もっとも大きな影響を及ぼしうる提案は、第五修正の「その他破廉恥罪につき」という文言をできるだけ狭く解釈することである。ありきたりの麻薬犯罪などは、公判に持ち込むかどうかの判断を検察官に任せても危険はほとんどないであろう。

この他にも大陪審の機能を向上するための改革案は数多くある。たとえば、アメリカ法律家協会 (American Bar Association) は、一九七七年におよそ二五の改革案を提示している。それらのうちいくつかを以下にあげる。

検察官が、小陪審の面前では許されないような方法で、大陪審の行動に影響を与えるかもしれない発言をな

すことを禁止する。

弁護士が証人に助言を与えるために大陪審室に入ることを許可する。

大陪審の面前で証言することを拒否したことによつて、裁判所侮辱とされた者の拘禁期間を一年以内とする。

検察官が、有罪を否定するかもしれない証拠を、故意に大陪審に開示しないことがあつてはならない。

検察官は、起訴に足る証拠が提出されていないと信じらるなら、起訴しないように大陪審に勧告しなければならない。

大陪審の捜査の標的となつてゐる者には、その者が免責を放棄したならば、大陪審の面前で証言する権利が与えられるべきである。

検察官は、すでに起訴されている被告人の公判の準備のために証拠を確保する目的で大陪審を利用してはならない。

検察官は、行政府による調査を助ける目的で大陪審を利用してはならない。

アメリカ法律家協会の案の他にも、数多くの改革が提案されている。以下に例示する。

大陪審を務めた政治学者

証人として証言する弁護士に対して、より強力な保護を提供すること。

罰則付召喚令状の中で、大陪審が関心を持っている事項を証人に示すこと。

「伝聞」証拠の利用を再検討し、改善すること。

法律問題についてコメントすることのできる、検察から独立した法律家の助言を大陪審に与えること。

不起訴決定の後、大陪審手続にかけることのできる回数を制限すること。(大陪審手続においては、二重の危険の法理は適用されない。)

証人が大陪審の面前でなした証言の写しをその者に提供すること。

証人が、第四修正上の権利、たとえば、「証拠排除法則」に基づく保護を主張することを許容しなければならない。公判においてはそのような権利が保障されている。

大陪審の人数を二三人から一人とし、起訴決定の要件を七人以上の同意とすること。

私自身の経験から、専門的な法律雑誌ではあまり論じられない、以下のような改革案を付け加える。

特定の事件が、ある大陪審から別の大陪審へ引き継がれる際の手続を見直すこと。私の印象では、かなりの部分が失われている。

陪審員の選出手続を見直すこと。（裁判所に来るために必要な時間についての合理的な基準の設定。審理が始まってから免除されるような陪審員を最初から免除するための、より柔軟なルールの採用。）

陪審員の犯罪歴をチェックする方法を検討すること。事件に取り掛かる際に、陪審員に利害関係の有無を尋ねること。

実質的にすべての証言を聴いた陪審員が少なくとも一人同意することを、起訴決定の要件とすること。

前回欠席した陪審員が記録を読むことを許すこと。

証人が証言しているときに書証を回覧することを禁止すること。

証人が証言しているときにノートを取ることができかどうかについてのルールを、合理化し、一貫性のあるものにする。

大陪審の手続全体を対象とする現在の秘密主義を見直すこと。組織運営上の問題、とりわけ経費は公開されるべきである。

私の同僚であった陪審員たちも、以下のような改革案を示した。

欠席した陪審員のために証言を録画すること。

新しい陪審員が加わったときに全体を理解できるようにするために、証人の証言を録画すること。

陪審員として務める時間を減らすこと。

いつも休んだり遅刻したりする陪審員を解任すること。

いつも休んだり遅刻したりする陪審員を罰すること。

陪審員と証人の匿名性を確保するために、陪審室の構造を改良すること。

陪審を務めるために財政的な援助を必要とする者には、援助を与えること。裕福な者には、他のインセンティブを与えること。

証人のプライバシーをより強く保護すること。

これほど多くの改革案が提示されること自体が、連邦の大陪審制度に欠陥があるという見解を支持するものである。しかしながら、大陪審そのものを廃止しようと主張する者はめったにいない。イギリスや、アメリカの多くの州が

廃止したにも拘わらず、大陪審を務めた経験のある者は、大陪審に執着する。私の同僚陪審員の中には、大陪審を廃止することを望む者は一人もいなかった。いずれにせよ、連邦の大陪審制度を真剣に再検討するべき時期が来ている。

おわりに

大陪審の権力が濫用される危険性は、広く認識されている。さらに、連邦の大陪審はますます広く利用されるようになってきている。たとえば、「事業への犯罪組織などの浸透の取締りに関する法律」(RICO)が、企業犯罪にまで拡大されたことよって、連邦大陪審が個人と企業の生活の中で、より大きな役割を演じるようになっていく。連邦の管轄権が、制定法や判決によって拡大されれば、連邦の大陪審が広く用いられることになる。

このような問題は、インサイダー取引について顕著である。一九九一年に、連邦控訴裁は、ウォール・ストリートのスキヤンダルを巡り、被告人の有罪を破棄し、合理的な事実認定者なら、本件の事実関係が合理的な疑いを超えるかと判断するはずはないと述べた。実際のところ、起訴すらされるべきでなかったというのが控訴裁判決やこの事件をめぐる論者の意見の基調をなしていた。インサイダー取引の立証においては、「意図」が重要な争点となるが、意図

大陪審を務めた政治学者

を立証するのは困難である。しかし、検察官の影響を強く受ける大陪審の審理においては、意図の問題は容易に操作されうる。そして証券取引のような事件では、起訴されることが、実質的には有罪と同じ意味を持ち、被告人を破滅させる。にも拘わらず、このような事件で大陪審に保護的機能を期待することはできない。何ヶ月にもわたって複雑で専門的な証拠に直面した大陪審は、信頼すべき先導者、つまり検察官を頼る。

大陪審には、アメリカ司法法の前提と相容れない点が数多くある。

大陪審の手続は秘密である。アメリカの公的行為のほとんどは公開されなければならない。

大陪審の手続においては、「無罪推定の原則」が貫徹されていないように思われる。

証人に対して適切な通知、質問事項の明示がなされず、時には通常の礼儀すら払われていない。

当事者主義のもっとも基本的な権利、すなわち、検察官と同等の特権を備えた弁護士への援助を受ける権利が制限されている。

伝聞証拠が容認されているばかりか、奨励さえされている。

証人の権利が十分に保護されていないのに、証人は裁判所侮辱で罰せられうる。

政治的または党派的な濫用の危険がある。

大陪審にはこれらの問題点があるものの、利点もある。大陪審の改革案が提示されることがあっても、基本的には存続が望ましいとされる。大陪審の利点としては、たとえば、末期患者の自殺を補助した医師を起訴するかどうかというケースがあげられる。このような道徳的な判断を求められる事件では、大陪審は「人民の声」という民主的な役割を果たす機関として最適であるように思われる。

また、私がインタビューした六名の連邦検察官はみな、大陪審を積極的に評価していた。彼らのうちの一人は、「証人はしばしば私の職場では言わないことを大陪審に明かす」と言う。別の検察官は、大陪審の証人への影響力は捜査の助けになると言う。

ある有名な連邦裁判官は、検察官は、そもそも起訴されるべきでない事件を大陪審の面前に持ち出そうとしないと語った。このことが本当なら、大陪審には、私が見逃していた「隠れた保護機能」がある。

最後に、私の同僚陪審員たちは大陪審制度について否定的なことを言いはしたが、全体としては大陪審を非常に好

意的に評価している。彼らは陪審の経験を好ましく思っているだけでなく、検察官の能力に感銘を受けた。ある陪審員は、「政府が本当に不正行為を追及していることを知ってうれしい」と言った。そしてもっとも重要なことに、陪審員のほとんどが、正義がたしかに果たされたと感じたのである。

- (3) 連邦地裁判官によって任命され、裁判所の重要でない仕事をすべて行う。
- (4) 訳は田中英夫（編集代表）『BASIC 英米法辞典』（東大出版、一九九三年）による。
- (5) 検察官があまり捜査をしたがらない分野について大陪審が独自に捜査を行うような場合をいう。ローク・M・リード他『アメリカの刑事手続』（有斐閣、一九八七年）一六七頁参照。
- (6) 著者によれば、「通常」（*General*）大陪審と「特別」（*Special*）大陪審の二種類があると説明される場合もあるが、現在では普通本書で述べられているような形で記述される。

コメント

本書の特徴は、著者自身が大陪審を実際に務めたところにある。そして、冒頭で述べたように、本書の意義は何よりも、大陪審の働きについて具体的なイメージを得られることにある。たとえば大陪審の人数について、教科書や辞

書を見ると、(連邦では)一六人以上三三人以下で構成される」と記述されているが、このような説明だけではこの人数の幅が何を意味するのか不明瞭である。しかし、本書を読めば、二三名の陪審員が選出されているが、実際に毎回全員が参加するわけではなく、審理を行うための定足数が一六名であるということがわかる。

大陪審への著者の批判や改革案の多くも、実際に大陪審を経験したからこそ言えるものであろう。それらの中には真剣に検討すべきものが多い。一例のみあげれば、長期間にわたる事件では、陪審員の多くが途中で入れ替わるため実際にすべての審理に参加しなかった陪審員によって起訴が決定される場合があることは、大陪審経験者による貴重な指摘と言えよう。

著者は陪審員の能力については高く評価しているものの、全体としては大陪審が有効に機能していないと結論付けている。大陪審が「盾」の機能も「剣」の機能も果たしていないというのである。しかしながら、少なくとも盾の機能については、そのような否定的な評価に至る論拠には問題点があるように思われる。

著者は大陪審が検察官の起訴請求を退ける率がせいぜい四％程度であることから、大陪審が検察官による不当な起訴を十分に抑制していないと結論している。しかし、四％

という数字が低いかどうかは別にしても、この数字の扱い方には問題がある。本書において述べられているように、何ら説明なく審理が終了することがある。その理由は個々のケースによって違うだろうが、陪審員である著者が鋭い質問を発したことによって検察官が起訴の請求を行わなかった事件が一つはある。大陪審の保護機能を統計的に考察しようとするならば、起訴請求前に審理が中断された事例とその理由を考慮に入れなければならないはずである。さらに、検察官は経験上、大陪審がどのように反応するかを知っていて、無理な事件をそもそも大陪審にかけないかもしれない。もしそうなら、四％という数字は大陪審が盾の機能を果たしていないことの根拠にはならない。

また、本書において著者は、陪審員が検察官の見逃していた点を指摘したり、鋭い質問をした事例をあげている。このこと自体、大陪審が適切に機能している証拠かもしれない。著者の質問によって検察官が起訴請求を断念したエピソードは、著者自身が大陪審に期待されている役割を見事に果たしたことを示すと言えるかも知れない。もちろん、このようなエピソードは一般性を持つものではない。検察官が不当な起訴を求める事件で陪審が何の疑問も持たず、検察官の言いなりになって起訴を決定することも少なからずあるに違いない。しかしながら、大陪審が存在しな

ければ、検察官の不当な起訴を抑制することはまったくできなくなってしまう。大陪審は一定限度で適切な役割を果たしているとは評価することも可能ならずである。

なお、大陪審への検察官の影響力が圧倒的であるという問題については、大陪審に助言を与える法律家を提供するという解決策がある。現状では、検察官は訴追者と大陪審への助言者という二つの、相矛盾しうる役割を担っている。この状況を打破するためには、検察官から独立した法律家の助言を大陪審に提供することが有用であるかもしれない。現にハワイ州では一九七八年以降このような制度が設けられている⁽⁹⁾。

著者はまた、連邦大陪審のために支出される費用を丹念に計算している。著者によれば、当局が発表している費用には、陪審員への日当や交通費しか計算に入れられておらず、実際にはおよそ四倍の費用がかかっている。著者自身の大陪審については、一件起訴するためにおよそ二三〇〇〇ドルかかったという。著者は大陪審の廃止を主張しないものの、大陪審はこのような高額の支出に見合うだけの働きをしていないと主張する。

しかしながら、著者自身が大陪審の機能の評価に際して述べたように、どれだけ起訴したかによってのみ大陪審の機能が評価されるべきではなからう。大陪審の保護機能を

重視するならば、むしろ、どれだけ起訴しなかったかが問われるべきかもしれない。不当な起訴を一件抑止するためにかかった金額は本書からは明らかではないが、どのような金額が算出されようとも、一概にそれが高すぎるとは言えないはずである。当局が発表する数字の不適切な点を指摘し、より厳密な計算を試みたことは評価するべきであるが、算出された金額自体から、それが高すぎるという結論が自動的に導かれるものではないだろう。また、本書の最後に述べられているように、大陪審を経験した市民は概して司法制度への信頼を高めた。大陪審には、起訴・不起訴の決定における機能だけでなく、一般市民の司法参加によってもたらされる利点もある。

以上のように本書には、とりわけ大陪審の機能評価について、いくつかの問題点がある。しかしながら、大陪審の運用の実態についての貴重な指摘や批判も数多く含まれている。また、本書は陪審員の目から見た大陪審とそれに関わる人々の働きを描き出している点で他に類を見ない。本書は、アメリカにおける大陪審の運用の実際を知るために、一読する価値のある文献であると思われる。

(7) なお、全米刑事弁護士協会 (National Association of Criminal Defense Lawyer) の会長による連邦大陪審への改革案 (Gerald B. Lefcourt, *Curbing Abuse of the Grand Jury*,

81 JUDICATURE 196 (1998) 参照。

(8) 大陪審の機能の評価についてはアメリカでさかんに論じられている。小山雅亀教授による論文紹介〔1996-7〕アメリカ法三三二頁を参照のこと。

(9) Brenner, *supra* note 2, at 198-99.